地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙２－５

第１　交付事業における採択優先度の取扱い

１　採択の優先度が高い事業

（１）最も優先して採択する事業

次に掲げる事業については、最も優先的に採択するものとして、予算の範囲内で原則として要望額に対し同額で内示するものとし、市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等が実施する事業で知事が特に必要と認める事業は、ソフト事業に限り交付上限額及び交付下限額を適用しないことができる。

対象事業	内容
地域創生に向けて取り組む事業	北海道創生総合戦略における重点戦略プロジェクトの主要施策に資する事業で別に定めるもの

（２）優先的に採択する事業

ア　ハード事業

対象事業	内容（例）
１　地域創生に向けて取り組む事業	北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業
２　地域重点プロジェクト推進事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業
３　地域政策コラボ事業	地域政策推進事業と協働して実施する事業
４　広域的に連携する事業	複数の市町村が共同で実施する事業（施設の共同設置等）
５　地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
６　大規模災害からの復興計画に基づく事業	大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業
７　緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
８　優位性のある事業	地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業

イ　ソフト事業

対象事業	内容（例）
１　地域創生に向けて取り組む事業	北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業（（１）に掲げる事業を除く。）
２　地域重点プロジェクト推進事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業
３　地域政策コラボ事業	地域政策推進事業と協働して実施する事業
４　広域的に連携する事業	(ｱ)　複数の市町村が共同で実施する事業（振興局の区域を越えて実施する事業を含む。） (ｲ)　その他広域的な波及効果がある事業
５　地域政策推進事業等と連携して実施する事業	振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施する事業
６　多様な主体の連携を促進する事業	局長が適当と認める者が実施する事業にあっては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業
７　地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
８　大規模災害からの復興計画に基づく事業	大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業
９　「持続可能な開発目標（SDGs）」	北海道ＳＤＧｓ推進ビジョンに基づき実施する事業

の推進に取り組む事業	
10　緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
11　先駆性のある事業	先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業
12　優位性のある事業	地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業
13　継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業
14　縄文遺跡群の世界遺産登録の活用に取り組む事業	令和３年３月３０日北海道策定「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」に掲げる取組の推進に資する事業

2　採択の優先度が低い事業

（1）ハード事業

対象事業	内容（例）
1　交付税措置のある地方債を利用することができる事業	元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業
2　振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア　温泉保養施設整備事業 イ　パークゴルフ場等整備事業
3　同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア　公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ　体育施設等整備事業 ウ　保育所等整備事業
4　市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア　地区集会施設整備事業 イ　地区後援等整備事業
5　その他	ア　火葬場・葬祭場整備事業 イ　墓地等整備事業

（2）ソフト事業

対象事業	内容（例）
1　先駆性の低い事業	過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（３年を限度とする継続採択事業は除く。）
2　事業主体の直接的関与が低い事業	事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデーター作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）
3　その他	ア　参加者の大半が団体構成員で占められる事業 イ　団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業 ウ　主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業